

平成 21 年 2 月 10 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 CEO 上田 祐司  
(コード番号: 3775 名証セントレックス)  
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光  
TEL 03-5464-0376 (直通)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日の取締役会決議において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得の目的:

当社の前期（平成 20 年 12 月期）は、低価格で提供できるパッケージ商品の販売及び投稿監視業務を中核としてランニング売上は増加しているものの、大型受託開発案件等が減少し、前々期（平成 19 年 12 月期）と比して減収減益の結果となりました。今後、さらに事業構造改革を進め収益の向上に傾注して参りますが、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融・証券市場の混乱に端を発した景気の先行き不透明感は依然として強く、当社の属するインターネットビジネス業界においてもその影響は否定できない状況となっております。

以上のように厳しい事業環境が続く中、今後の収益向上に注力しながら、一方ではこの間において、当社の株主利益及び一株当たりの株主価値の向上を実現できるよう、自己株式の取得を含めた株主還元施策を検討して参りました。しかしながら、自己株式の取得にあたって市場買付けによる手法では株式取引高の些少に伴う日々の買付け数量に制限があるため、平成 21 年 2 月 10 日の当社取締役会決議において、株主様への利益還元と経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により自己株式の取得を行うことを決議しました。なお、本公開買付けにより取得した自己株式については、現時点においては消却する予定はございません。

#### 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

##### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	5,000 株 (上限)	275,000,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 13,878 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 36.03% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成 21 年 2 月 12 日 (木曜日) から平成 21 年 3 月 11 日 (水曜日) まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

平成 21 年 2 月 12 日 (木曜日) から平成 21 年 3 月 11 日 (水曜日) まで (20 営業日)

##### ② 公開買付開始公告日 平成 21 年 2 月 12 日 (木曜日)

(2) 買付け等の価格 1 株につき 金 55,000 円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格 (以下「買付価格」といいます。) の算定に際して、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。また、当社株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、中長期的な一定期間の株価の推移を勘案しつつ、過度な会社財産の流出を抑えるという観点についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの 1 年間 (平成 20 年 2 月 12 日から平成 21 年 2 月 9 日まで) の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場 (以下「名証セントレックス」といいます。) における当社普通株式の終値の平均値 (57,804 円、円未満四捨五入) を参考として、買付価格を 55,000 円とすることが妥当との結論に達しました。なお、買付価格は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの 3 カ月間 (平成 20 年 11 月 11 日から平成 21 年 2 月 9 日まで) の名証セントレックスにおける当社普通株式の終値の平均値 (37,440 円、円未満四捨五入) からは 46.9% (小数点第二位以下四捨五入) のプレミアムを、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日である平成 21 年 2 月 9 日の当社普通株式の終値 (38,250 円) からは 43.8% (小数点第二位以下四捨五入) のプレミアムを加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策を可能とすることを目的として、自己株式の取得を含めて様々な方策を検討しておりましたが、自己株式の取得にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社は検討にあたり、株主間の公平性を担保すると共に市場動向を反映し、当社経営成績を十分に織り込んだ適切な株価の把握を重視いたしました。世界的な景気後退の影響から最近の株価は変動が大きく、買付価格の算定に当って直近株価もしくは短期間の株価を採用することは、望ましくないと判断しました。一方、あまりに長期の算定期間では、最近の市場評価を反映し難くなる恐れが生じます。このため、当社は市場の変動を吸収しつつ、その評価を尊重するためには、1年間の当社株価終値平均を参考とすることが妥当であると判断いたしました。

このような判断に基づき、当社は、平成21年2月10日の当社取締役会決議において、当社自己株式の取得及び取得方法、並びに買付価格等について審議を行った結果、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、中長期的な一定期間の株価の推移を勘案しつつ、過度な会社財産の流出を抑えるという観点から、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの1年間（平成20年2月12日から平成21年2月9日まで）の名証セントレックスにおける当社普通株式の終値の平均値（57,804円、円未満四捨五入）を参考として、買付価格を55,000円とすることが妥当との結論に達しました。なお、買付価格は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの3カ月間（平成20年11月11日から平成21年2月9日まで）の名証セントレックスにおける当社普通株式の終値の平均値（37,440円、円未満四捨五入）からは46.9%（小数点第二位以下四捨五入）のプレミアムを、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日である平成21年2月9日の当社普通株式の終値（38,250円）からは43.8%（小数点第二位以下四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

## （4）買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,000株	—	5,000株

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（5,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）発行済株式総数に対する割合 36.03%（小数点以下第三位を四捨五入）

## （5）買付け等に要する資金 290,000,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付に関する新聞広告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

#### (6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
- ② 決済の開始日 平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募しようとする当社の株主 (以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛てに郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

##### (イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

##### (ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額 (買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その 7% に相当する金額) が差し引かれます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 21 年 3 月 11 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日 (平成 21 年 3 月 19 日) までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

#### (7) その他

- ① 応募株主等は、公開買付代理人に証券取引口座を開設して、株式会社証券保管振替機構を通じて株券等が証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けに応募する際には、公開買付代理人のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>) に記載されるインターネット取引口座を経由する方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後 3 時までに同社の本店又は及び国内営業部店において申し込む方法にて、応募を行って下さい (なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店又は国内営業部店に公開

買付期間の末日の午後3時までには到達するよう応募を行って下さい)。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ② 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類が必要となります。
- ③ 当社指定の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座から、公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続きが必要となります。なお、株主名簿管理人の特別口座から、公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続きの詳細につきましては、当該株主名簿管理人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。
- ④ 応募株主等は、応募には、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。
- ⑤ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に居住又は所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

#### 4. その他

平成21年2月2日に開示させて頂いておりますとおり、株式会社国際コミュニケーションサービス(以下「ICS」といいます。)及びICSの代表取締役であった小屋計成氏(以下、前者を「本訴原告会社」、後者を「本訴原告個人」といい、総称して「原告ら」といいます。)

す。)が当社を被告として提起しておりました、当社の保有するトゥギャザー株式会社(以下「トゥギャザー」といいます。)の株式の返還等を求める訴訟(以下「本訴」といいます。)について、平成21年1月30日に東京地方裁判所において勝訴判決(以下「本判決」といいます。)が言い渡されております。本判決は当社の主張の正当性が認められたものであり、妥当な判断の結果であると認識しておりますが、今後原告らが本判決について東京高等裁判所に控訴する可能性があります。

また、先般の平成20年6月2日に開示いたしましたとおり、ICSがトゥギャザーを被告として提起した訴訟につき、平成20年5月30日に東京地方裁判所においてトゥギャザーの勝訴判決が言い渡され、また同年7月3日に開示いたしましたとおり、その後ICSより東京高等裁判所への控訴がなされております(以下「別訴」といいます。)

別訴に対する控訴審判決(以下「別訴判決」といいます。)は、平成21年3月12日に東京高等裁判所において言い渡される予定です。なお、別訴判決によりトゥギャザーが勝訴した場合、最大約22百万円の特別利益が発生する可能性があります。その後ICSより上告がなされた場合など動向如何によっては、特別利益の発生に至らない可能性があります。

(ご参考)平成21年2月10日現在の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 13,878株

自己株式数 0株

(注)発行済株式の総数には、平成21年2月1日から平成21年2月10日までに、新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

<本公開買付けへの応募手続きに関するお問い合わせ先>

**株式会社SBI証券コールセンター(フリーダイヤル) 電話:0120-104-214**

**携帯電話・PHSからは03-5562-7250 受付時間:(平日)8:00~18:00**

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ガイアックス IR部

電話:03-5464-0376

以 上

この文書は、本公開買付けに関して一般に公表するためのものであり、本公開買付けの申込みまたは売付けの申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧ください。株主様ご自身の判断で行うようお願いいたします。